

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
に関する追加御説明資料

法務省民事局

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
(平成31年2月14日次長御指摘事項への対応)

＜新司法書士法第49条第3項及び新土地家屋調査士法第44条第3項関係＞
◎ 御指摘を踏まえ、「前条第一項第一号若しくは第二号の」を「前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる」と修正し、新司法書士法第50条及び新土地家屋調査士法第45条と平仄を合わせた。

以上